

令和 6年 10月 2日

伊藤忠連合健康保険組合  
理事長 大喜多 治年

### 組合同規約の一部変更について

当組合、組合同規約の一部を次のとおり変更する。

#### 1. 伊藤忠連合健康保険組合同規約

##### 新旧対照表

(新)	(旧)
<p>(附則) (施行期日) 第1条 この規約は、令和6年10月1日から施行する。</p> <p>(経過措置) 第2条 令和6年10月1日前の旧日新製糖健康保険組合に係る付加給付の支給については、統合前の旧日新製糖健康保険組合の従前の規約の例による。</p> <p>旧日新製糖健康保険組合同規約（日新製糖健康保険組合との合併に係る経過措置）</p> <p>(一部負担還元金) 第52条 この組合は、健康保険法の一部を改正する法律（昭和32年法律第42号）附則第7条の規定に基づき、被保険者の支払った一部負担金について、その還元を行う。</p> <p>2 一部負担還元金の額は、診療報酬明細書若しくは調剤報酬明細書又は療養費支給申請書各1件（医療機関の処方せんに基づき薬局で薬剤の支給が行われた場合は、診療報酬明細書と調剤報酬明細書を合算して1件とみなす。）について、療養に要する費用の一部として支払った一部負担金の額（法第115条の規定により高額療養費（同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することにより支給される高額療養費（以下「合算高額療養費」という。）を除く。以下同じ。）が支給される場合にあっては、当該一部負担金の額から高額療養費に相当する額を控除して得た額）から、別表1に掲げる被保険者の区分に応じて定める額を控除して得た額とする。</p>	

- 3 他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担で療養費の支給又は療養があったときは、その額を前項の規定により算出した額から控除する。
- 4 前2項の規定により算出した額に100円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。
- 5 ただし、算出された額が1,000円未満であるときは不支給とする。

(付加給付)

第53条 この組合が、法第53条の規定により支給する付加給付は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 訪問看護療養費付加金
  - (2) 家族訪問看護療養費付加金
  - (3) 出産育児一時金付加金
  - (4) 家族出産育児一時金付加金
  - (5) 埋葬料付加金
  - (6) 家族埋葬料付加金
  - (7) 家族療養費付加金
  - (8) 合算高額療養費付加金
- 2 付加給付は、被保険者がその資格を喪失した場合においては、その喪失の日以後の期間について支給しないものとする。
  - 3 付加給付の支給手続きに関して必要な事項は、組合会の議決を経て、別に定める。

(訪問看護療養費付加金)

第54条 被保険者の疾病又は負傷に関し、法第88条の規定により訪問看護療養費の支給を受ける被保険者に対し、訪問看護療養費を支給する。

- 2 訪問看護療養費付加金の額は、訪問看護療養費明細書1件について、法第88条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した費用の額から訪問看護療養費に相当する額（法第115条の規定により高額療養費が支給される場合にあっては、訪問看護療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額）を控除して得た額から、別表1に掲げる者の区分に応じて定める額を控除して得た額とする。
- 3 他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担で訪問看護療養に係る療養費の支給又は当該療養があったときは、その額を前項の規定により算出した額から控除する。
- 4 前2項の規定により算出した額に100円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。
- 5 ただし、算出された額が1,000円未満であるときは不支給とする。

(家族訪問看護療養費付加金)

第55条 被扶養者の疾病又は負傷に関し、法第111条の規定により家族訪問看護療養費の支給を受ける被保険者に対し、家族訪問看護療養費付加金を支給する。

- 2 家族訪問看護療養費付加金の額は、訪問看護療養費明細書1件について、法第88条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した費用の額から法第111条第2項の規定による家族訪問看護療養費に相当する額（法第115条の規定により高額療養費が支給される場合にあって

は、家族訪問看護療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額)を控除して得た額から、別表1に掲げる者の区分に応じて定める額を控除して得た額とする。

- 3 他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担で訪問看護療養に係る療養費の支給又は当該療養があったときは、その額を前項の規定により算出した額から控除する。
- 4 前2項の規定により算出した額に100円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。
- 5 ただし、算出された額が1,000円未満であるときは不支給とする。

(出産育児一時金付加金)

第56条 被保険者が出産したときは、法第101条の規定により出産育児一時金の支給を受ける被保険者に対し、出産育児一時金付加金として、付加金として、30,000円を支給する。

(家族出産育児一時金付加金)

第57条 被扶養者が出産したときは、法第114条の規定により家族出産育児一時金の支給を受ける被保険者に対し、家族出産育児一時金付加金として、30,000円を支給する。

(埋葬料付加金)

第58条 被保険者が死亡したときは、法第100条第1項、第2項の規定により埋葬料の支給を受ける者に対し、埋葬料付加金として、10,000円を支給する。

- 2 ただし、法第100条第1項、第2項に該当する場合は、埋葬費と埋葬料付加金とを合算した額が埋葬に要した費用を超えない額とする。

(家族埋葬料付加金)

第59条 被扶養者が死亡したときは、法第113条の規定により家族埋葬料の支給を受ける被保険者に対し、家族埋葬料付加金として、10,000円を支給する。

(家族療養費付加金)

第60条 被扶養者の疾病又は負傷に関し、法第110条の規定により家族療養費の支給を受ける被保険者に対し、家族療養費付加金を支給する。

- 2 家族療養費付加金の額は、診療報酬明細書若しくは調剤報酬明細書又は第2療養費支給申請書各1件(医療機関の処方せんに基づき薬局で薬剤の支給が行われた場合は、診療報酬明細書と調剤報酬明細書とを合算して1件とみなす。)について、療養(食事療養及び生活療養を除く。)に要する費用の額から家族療養費に相当する額(法第115条の規定により高額療養費が支給される場合にあっては、家族療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額)を控除して得た額から、別表1に掲げる者の区分に応じて定める額を控除して得た額とする。
- 3 他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担で療養費の支給又は療養があったときは、その額を前項の規定により算出した額から控除する。

- 4 前2項の規定により算出した額に100円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。
- 5 ただし、算出された額が1,000円未満であるときは不支給とする。

(合算高額療養費付加金)

第61条 法第115条の規定により、同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することによる高額療養費(以下「合算高額療養費」という。)の支給を受ける被保険者に対し、合算高額療養費付加金を支給する。

- 2 合算高額療養費付加金の額は、各診療月について合算高額療養費の支給の基礎となった被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額から、合算高額療養費に相当する額を控除した額から、診療報酬明細書又は調剤報酬明細書各1件(医療機関の処方せんに基づき薬局で薬剤の支給が行われた場合は、診療報酬明細書と調剤報酬明細書を合算して1件とみなす。)につき、それぞれ別表1に掲げる者の区分に応じて定める額を控除して得た額とする。
- 3 他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担で療養費の支給又は療養があったときは、その額を前項の規定により算出した額から控除する
- 4 前2項の規定により算出した額に100円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。
- 5 ただし、算出された額が1,000円未満であるときは不支給とする。

## 一部負担還元金等の自己負担限度額

区分	高齢受給者		世帯全体
	個人単位 (外来のみ)	世帯単位 (入院含む)	
一定以上 所得者	25,000円	25,000円 + A	上位所得者 43,000円 + C
			一般 25,000円 + B
一般	12,000円	25,000円	上位所得者 43,000円 + C
			一般 25,000円 + B
低所得Ⅱ	8,000円	24,600円	低所得者 25,000円
低所得Ⅰ		15,000円	

A (総医療費 - 267,000円) × 1%

B (総医療費 - 267,000円) × 1%

C (総医療費 - 500,000円) × 1%

(但し) Aの総医療費が267,000円に満たないときは267,000円

Bの総医療費が267,000円に満たないときは267,000円

Cの総医療費が500,000円に満たないときは500,000円

一定以上所得者	診療月の標準報酬月額が28万円以上(3割負担者)
上位所得者	診療月の標準報酬月額が53万円以上
低所得者	市町村民税非課税等である被保険者
低所得Ⅰ	一定の計算のもと、所得が0円となる場合等
低所得Ⅱ	低所得者に同じ

[平成19年4月1日(平成19年4月診療分から)施行]

## (経過措置)

施行日前の療養に係る(一部負担還元金等)、(訪問看護療養費付加金)、(家族訪問看護療養費付加金)、(家族療養費付加金)、(合算高額療養費付加金)の支給については、なお従前の例による。

2.日新製糖健康保険組合との合併の認可にともない組合規約第4条「別表1」に、

「ウェルネオシュガー(株)	東京都中央区	
「日新不動産(株)	東京都港区	
「ニューポート産業(株)	東京都中央区	
「日本ポート産業(株)	神戸市東灘区	
「新豊食品(株)	千葉市美浜区	
「日新サービス(株)	東京都中央区	
「東新トレーディング(株)	東京都中央区	
「日本舗材(株)	神奈川県横浜市	
「(株)日辰建設	東京都江東区	
「(株)日新ウェルネス	東京都中央区	を加える。

この規約は令和6年10月1日から施行されます。

以上